

令和4年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年8月25日（木）

令和4年第9回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年8月25日（木）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 F会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第4 議案第41号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第5 報告第21号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第6 報告第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番	鈴木	邦夫	君	8 番	廣瀬	正実	君
2 番	原田	勝幸	君	9 番	三橋	清高	君
3 番	高橋	久雄	君	10 番	野崎	雅博	君
4 番	石射	祥光	君	11 番	阿部	富美	君
5 番	村越	重芳	君	12 番	齋藤	和子	君
6 番	遠藤	信行	君	13 番	吉田	恵子	君
7 番	小澤	昇	君	14 番	石腰	明美	君
区域 3	高橋	宗一	君				

欠席委員

9 番	三橋	清高	君	13 番	吉田	恵子	君
14 番	石腰	明美	君				

事務局職員出席者

事務局長	谷川	広志	君	局長補佐	伊藤	和範	君
------	----	----	---	------	----	----	---

午後 2 時 01 分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただ今より令和 4 年第 9 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、9 番三橋清高委員、13 番吉田恵子委員、14 番石腰明美委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 11 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員 1 名にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。11 番阿部富美委員、1 番鈴木邦夫委員以上のご両名によりよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1、議案第 38 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。11 番阿部委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○11 番（阿部富美君） 議案第 38 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご報告いたします。

～ 1 番案件について内容を説明 ～

申請地は、1 筆、畑、327㎡でございます。権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大のため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。今後につきましては、ハウレンソウを作付けする予定です。譲受人の耕作面積は、申請地を含み 51 アールです。当該地区の下限面積は 30 アールです。

労働力につきましては、本人 60 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 54 歳、従事日数 200 日、専業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第2、議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請について1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件については、11番阿部委員より、2番案件については、8番廣瀬委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

始めに1番案件について報告をお願いいたします。

○11番(阿部富美君) 議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請についてのうち1番案件についてご報告いたします。

8月17日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～ 1番案件について内容を説明 ～

申請地は、1筆、畑、279㎡でございます。申請目的は、車両置場です。農地区分は第3種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

申請理由としましては、譲受人は現在、市内北部に資材置場と作業車駐車を持っており、社員は自家用車でそこに出勤し、作業車に乗り換え現場に向かっています。隣接する施設と駐車を共用しており、利用者の増加に伴い駐車スペースが足りなくなりました。市内南部に存する社屋敷地内には作業車両の駐車スペースはなく、市内北部の資材置場との中間地点に新たな拠点を探していたところ、当該申請地が見つかり選定しました。

工事計画につきましては、整地をしたのち砕石を敷き転圧をかけます。雨水につきましては、敷地内において自然浸透処理とします。被害防除につきましては、既存のブロックを活かし、隣地への土砂の流出を防ぎます。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長(原田勝幸君) ありがとうございました。続きまして2番案件について報告をお願いします。

○8番(廣瀬正実君) 続きまして、2番案件についてご報告いたします。

8月12日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～ 2番案件について内容を説明 ～

申請地は、2筆、いずれも畑、合計1,612㎡でございます。申請目的は、資材置場です。農地区分は第2種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

申請理由としましては、譲受人は現在、市内北部で置場を借りて不用品回収や遺品整理事業を行っていますが、置場が手狭となっております。また、建築関連にも事業拡大するため、新たに資材や重機・車両の駐車スペースが必要となることから、居住する茅ヶ崎市と本社のある隣接市の間地点で拠点を探していたところ、当該申請地が見つかり選定しました。

工事計画につきましては、敷地内において盛土をし、整地した後碎石を敷き転圧をかけます。雨水処理につきましては、敷地内にて自然浸透処理となります。被害防除につきましては、隣接地との境界にコンクリートブロックを新設し、隣地への土砂の流出を防ぐ計画となります。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請について1番及び2番案件について報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3、議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について1番及び2番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

担当区域の推進委員が出席しております。高橋宗一委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○区域3（高橋宗一君） 議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ

る利用権の設定等について、1番及び2番案件を一括してご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りをを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき利用権集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～ 1番案件について内容を説明 ～

1番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、1,067㎡でございます。

利用権の存続期間は、令和4年9月1日から令和7年8月31日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

～ 2番案件について内容を説明 ～

2番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、998㎡でございます。

利用権の存続期間は、令和4年9月1日から令和7年8月31日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○6番（遠藤信行君） 2案件とも、公益社団法人神奈川県農業公社が利用権設定をし、令和4年9月1日から令和7年8月31日までの存続期間で借りることになっていますが、借り手の目途はついているのですか。

○局長補佐（伊藤和範君） 農業水産課に確認したところ、目途がついていると聞いています。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてを報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4、議案第41号、引き続き農業経営を行っている旨の証明

願についてのうち1番案件から4番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件から3番案件については、11番阿部委員より、4番案件については、8番廣瀬委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

始めに、1番案件から3番案件までの報告をお願いいたします。

○11番（阿部富美君） 議案第41号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から3番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～ 1番案件について内容を説明 ～

令和4年8月17日、事務局2名と、現地調査を致しました。特例農地4筆の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、556.93㎡につきましては、キウイ、シソ、トマト、ナス他が作付けされてきました。

1筆、畑、413㎡につきましては、準備中でした。

2筆、いずれも田、合計1,080㎡につきましては、いずれも準備中でした。

農機具の保有状況は、耕運機、草刈り機、その他一式でございます。

労働力は、本人95歳、従事日数150日、専業、子70歳、従事日数150日、兼業、子の配偶者75歳、従事日数150日、兼業でございます。

～ 2番案件について内容を説明 ～

令和4年8月12日、事務局2名と現地調査を致しました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆、現況畑、955㎡につきましては、ブルーベリーが作付けされているほか準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、管理機、マルチの機械、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人70歳、従事日数300日、専業、子41歳、従事日数100日、兼業でございます。

～ 3番案件について内容を説明 ～

令和4年8月12日、事務局2名と現地調査を致しました。特例農地の耕作状況をご報告

いたします。

5筆、いずれも現況畑、合計2,008㎡につきましては、一体として耕作されており、サツマイモ、サトイモ、枝豆、ナスが作付けされているほか準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、トラック、管理機、動力噴霧器、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人88歳、従事日数300日、専業、子58歳、従事日数300日、専業、子の配偶者66歳、従事日数150日、兼業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認致しました。

よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。続きまして4番案件の報告をお願いいたします。

○8番（廣瀬正実君） 4番案件をご報告いたします。

～ 4番案件について内容を説明 ～

令和4年8月17日、担当委員と事務局2名で、現地調査を致しました。特例農地11筆の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも田、合計1,512㎡につきましては、準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計2,016㎡につきましては、準備中でした。

1筆、畑、1,609㎡につきましては、オクラが作付けされているほか準備中でした。

1筆、畑、1,252㎡につきましては、ネギ、ナス、ピーマンが作付けされてました。

2筆、いずれも畑、合計1,374㎡につきましては、サトイモが作付けされているほか準備中でした。

2筆、いずれも田、合計1,535㎡につきましては、水稻栽培されておりました。

1筆、畑、1,033㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人67歳、従事日数180日、兼業、配偶者66歳、従事日数200日、兼業、子38歳、従事日数80日、兼業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認致しました。

よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第41号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち1番案件から4番案件まで報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5、報告第21号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 5ページ報告第21号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番案件から4番案件で、転用目的は住宅敷地のほか、駐車場敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第21号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第6、報告第22号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 6ページ報告第22号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番案件から12番案件で、転用目的は、住宅敷地のほか、道路敷地及び駐車場敷地でございます。権利関係は、所有権の移転及び使用賃借でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第22号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。それでは、以上をもちまして、令和4年第9回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時25分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員